



## 子ども・子育て支援金について

全国健康保険協会は、令和7年11月28日に開催された全国健康保険協会運営委員会の資料として「子ども・子育て支援金について」を公開しました。

### ◆子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策（児童手当の拡充、妊婦への支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付および育児時短休業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除）のための特定財源として、令和8年度から10年度にかけて段階的に導入されます。

### ◆開始時期と徴収方法

令和8年4月分（5月末納付分）より、労使折半で子ども・子育て支援金を負担します。医療保険料と同様、毎月の賃金ならびに賞与から徴収されることになっており、産休中や育休中の場合は免除されます。制度の適用開始は、任意継続被保険者も同様です。

### ◆支援金率と年収別の負担額

負担額は、標準報酬月額ならびに標準賞与額に支援金率を乗じて求められます。支援金率は国が一律で定めることとされており、0.24%から段階的に引き上げられ、令和10年度に0.4%になる予定です。被保険者一人当たりの平均負担額は、令和8年度では450円、令和9年度では600円、令和10年度では800円と見込まれています。

### ◆給与明細への表示

こども家庭庁の事務連絡(2025.6.18)において、被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務とはなっていません。ただし、制度への理解・協力を促す観点から、給与明細書には医療保険料等と区別して表示することが望ましいでしょう。

従業員への説明や給与明細の修正対応ができるよう、理解と準備をしておきましょう。

## ☆☆☆フォルテ労務より☆☆☆

あっという間に過ぎ去っていく1年でした。今年もいよいよ何日かを残すところとなり、仕事も大詰めを迎えていることと思います。今年も大変お世話になり、ありがとうございます。毎年、法改正や新たな出来事があり、仕事を追いかけている状態になってしまいます。皆様に余裕をもってアドバイスができるように来年も頑張りたいと思います。

昨年より年賀状による年始のご挨拶は失礼させていただきました。皆様の企業の発展と健康を祈願いたします。来年もよろしく願い申し上げます。



写真: 奈良市 11月24日 (1. 浮御堂 2. 奈良公園の鹿 3. 奈良ホテル 上4. 奈良国立博物館仏教美術資料研究センター)

